

8大疾病補償付債務返済支援保険

2つの補償でサポート

補償1 月額返済補償

月々のローン返済を最長12か月サポート

病気やケガにより、いかなる業務にも従事できない状態(就業障害)が30日間の支払対象外期間を超えて継続した場合、毎月のローン返済額を保険金*として最長12か月お支払いします。月額返済補償は、天災危険補償特約をセットしているため、天災(地震・噴火またはこれらによる津波)を原因とした身体障害による就業障害が発生した場合も補償します。
※就業障害1か月につき平均月間返済予定額〔ローン年間返済額(ボーナス返済分を含みます。)÷12か月の金額〕をお支払いします。

補償2 残債一括補償

8大疾病による住宅ローン残債額を一括補償

8大疾病による就業障害が、30日間の支払対象外期間を超え、さらに12か月間月額返済補償が継続した場合に、その時点のローン残債額(利息、遅延損害金を含みます。)を保険金としてお支払いします。

手続きは簡単な告知のみ

ご加入にあたって「医師の診断」は不要です。お客さまの告知のみでご加入いただけます。当金庫では住宅ローンをお借り入れされる方のうち就業されている方がご加入いただけます。
(ご注意)告知の内容によりご加入いただけない場合があります。



いかなる業務にも従事できない状態(就業障害)とは?

被保険者(ローン債務者)が身体障害を被り、被保険者の経験・能力に応じたいかなる業務にも全く従事できなくなった状態(就業障害)をいいます。具体的には入院していること、または医師の指示に基づき自宅療養していることを指します。

補償内容



- ※1 保険対象期間開始日は、融資実行日の属する月の翌月1日、もしくは保険加入承諾日の属する月の翌月1日のいずれか遅い日からとなります。ただし、「残債一括補償」の「がん」に対する保険責任は、保険対象期間の初日からその日を含めて90日を経過した日の翌日に開始します。
- ※2 支払対象外期間は、就業障害発生日から30日間をいい、この期間は保険金のお支払い対象となりません。
- ※3 就業障害1か月につき、平均月間返済予定額〔ローン年間返済額(ボーナス返済分含む)÷12か月の金額〕をお支払いします。ただし、月額100万円を限度とします。
- ※4 8大疾病以外の病気やケガには、精神病性障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害等、お支払いの対象とならない病気やケガがあります。
- ※5 月額返済補償の対象期間(最長12か月間)の満了日(保険金支払認定日)におけるローン残高(未償還元本残高)および保険金支払日までの利息、遅延損害金をお支払いします。ただし、1億円を限度とします。

保 険 の 概 要

保険対象期間	<p>融資実行日の属する月の翌月1日、もしくは保険加入承諾日の属する月の翌月1日のいずれか遅い日から、ローン完済日の属する月の初日または満81歳到達日の属する月の初日のいずれか早い日までとし、特段のお申し出のないかぎり自動的に継続します。</p> <p>なお、「残債一括補償」の「がん」に対する保険責任は、保険対象期間の初日からその日を含めて90日を経過した日の翌日に開始します。</p>
保険の対象となる方	<ul style="list-style-type: none"> ● 当金庫と金銭消費貸借契約を結ぶ住宅ローン債務者ご本人のうち、融資実行日または保険加入承諾日のいずれか遅い日において満20歳以上50歳以下で、かつ健康である方です。 ● 過去の傷病歴等により、ご加入いただけない場合があります。 ● 一定の業務に従事することにより得られる収入がある方が対象となります。 ● 就業されていない方は、ご加入いただけません。
保険金のお支払い方法	<p>保険会社よりお支払いする保険金は、就業障害終了後に一括して、もしくは就業障害が継続している期間中に1か月単位でお支払いすることも可能です。なお、保険金請求の際、都度診断書等の保険金請求書類一式が必要となり、取り付けにかかる費用はお客さまのご負担となります。なお、被保険者が受け取る月額返済補償の保険金は、全額非課税となります。</p> <p>（ご注意）</p> <p>被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご家族の方が代理人として保険金を請求できることがありますので、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約の内容をお知らせください。</p>
保険金をお支払いする場合	<ul style="list-style-type: none"> ■ 月額返済補償 被保険者が日本国内または国外において、保険期間中に身体障害（精神病性障害を除く病気またはケガ）を被り、その直接の結果として就業障害が30日の支払対象外期間を超えて継続した場合にお支払いします。 ■ 残債一括補償 被保険者が日本国内または国外において、保険対象期間中に8大疾病を被り、その直接の結果として就業障害となった場合で、30日の支払対象外期間を超えてさらに12か月就業障害を継続していたときに、保険金をお支払いします。
お支払いする保険金	<ul style="list-style-type: none"> ■ 月額返済補償 就業障害1か月につき、平均月間返済予定額〔ローン年間返済額（ボーナス返済分を含みます。）÷12か月の金額〕をお支払いします。ただし、月額100万円を限度とします。 ■ 残債一括補償 月額返済補償の対象期間（最長12か月間）の満了日（保険金支払認定日）におけるローン残高（未償還元本残高）および保険金支払日までの利息、遅延損害金をお支払いします。ただし、1億円を限度とします。
保険金をお支払いできない主な場合	<p>次の事由に起因する身体障害(病気またはケガ)による就業障害に対しては、保険金をお支払いしません。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ② 自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③ 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用（治療目的で医師が用いた場合を除きます。） ④ 戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）および核燃料物質等によるもの ⑤ 妊娠、出産、早産または流産 ⑥ 頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ⑦ 精神病性障害、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を被り、これを原因として生じた就業障害 ⑧ 自動車または原動機付自転車の無資格運転または酒気を帯びた状態での運転 ⑨ 他覚的症狀（発熱等）のない感染 など
引受保険会社	損害保険ジャパン日本興亜株式会社

※ 詳しい内容等につきましては、当金庫の窓口または得意先係までお問い合わせください。